

第6章 とともに生き、ともにつくるとうほくまち

6-1 国際化、交流・連携



現状と課題

あらゆる分野でグローバル化が進むとともに、全国的に外国人住民やインバウンドが増加する中、国際化に対応したまちづくりの重要性が高まっています。

本町では、学校教育における台北市立天母国民中学との国際交流のほか、小川原湖交流センター「宝湖館」を外国人との交流活動の拠点として活用し、町内や近隣自治体に住む外国人との交流を行っています。

また、三沢米軍基地に近いことから、町内に住む外国人が増加傾向にあるほか、農業分野の特定技能外国人やインバウンドなどの本町を訪れる外国人も増えてきています。

今後とも、グローバル化の一層の進展や居住する外国人・訪れる外国人の増加を見据え、外国人との交流機会の充実や、多文化共生^{*66}のまちづくりを進めていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、地方自治体が抱える地域課題は一層複雑化・多様化してきており、これらを解決するためには、これまで以上に多様な主体との連携が必要です。

本町では、包括的連携協定を締結している国立弘前大学や青森中央学院大学、青森中央短期大学の大学をはじめ、様々な民間企業や関東東北町会^{*67}等と連携し、多様な分野における人的交流や連携事業を推進していますが、こうした交流・連携は、多くの分野で地域活性化や町民サービスの向上、そして関係人口の拡大につながることを期待されることから、効果的な交流・連携となるよう継続して取り組んでいく必要があります。

主要施策

6-1-1 国際交流の推進

- ①小川原湖交流センター「宝湖館」を活用し、町内や近隣自治体に住む外国人との交流を推進します。
- ②国際交流活動の中心となる民間団体の発掘や育成を行い、町民主導の交流体制づくりを進めます。
- ③国際感覚あふれる人財の育成や国際化に対応したまちづくりを進展させ、国際交流の取組を推進します。

^{*66} 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
^{*67} 首都圏在住の町出身者等による団体。

6-1-2 多文化共生のまちづくりの推進

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、役場窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、多言語による町政情報・生活情報の提供や外国語併記の案内板の設置などについて検討していきます。

6-1-3 多様な主体との交流・連携の推進

地域活性化や町民サービスの向上、関係人口の拡大に向け、大学や民間企業、関東東北町会をはじめとする多様な主体との交流・連携を推進します。

《 成果指標 》

指 標 名	単 位	令和 6 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標)
国際交流関連事業の開催回数	回	2	現状より増加
民間・各種機関との連携協定団体数	団体	29	現状より増加

6-2

多様性社会



現状と課題

世界的に「ダイバーシティ^{※68}」の考え方が浸透しつつあり、性別や年齢、障がいの有無、国籍、経歴、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、だれもがお互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現が求められています。

本町では、これまで、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育・啓発や人権相談を行ってきたほか、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画することができるよう、令和3年度に策定した第2次男女共同参画プランに基づき、意識啓発や社会環境の整備を進めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの社会慣行が残っており、近年では、LGBTQ^{※69}や感染症患者に対する差別・偏見なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取組の成果と課題、社会環境の変化等を踏まえ、人権尊重・男女共同参画のまちづくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向け、意識啓発を柱とした具体的な取組を進めていく必要があります。

主要施策

6-2-1 人権尊重のまちづくりの推進

- ①町民の人権意識を高めるため、学校教育・社会教育や広報・啓発活動など様々な場や機会を通じ、人権教育・啓発を推進します。
- ②町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談を実施します。

※68 多様性を意味する言葉で、年齢や性別、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

※69 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称の一つ。同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシュアル)、自らの性別に違和感を持つTransgender(トランスジェンダー)、自分の性についてわからないQuestioning(クエスチョニング)の頭文字をとっている。

6-2-2 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくりの推進

第2次男女共同参画プランに基づき、ジェンダー^{※70}平等に向けた啓発・教育を推進するとともに、町の審議会等への女性の積極的な登用、ワーク・ライフ・バランス^{※71}の実現に向けた事業所への働きかけ、DV^{※72}やセクハラ等の防止に向けた啓発・相談等を進めます。

6-2-3 多様性社会の実現に向けた取組の推進

だれもお互いの違いを認め合い、一人ひとりが自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた啓発・情報提供等を進めます。

《 成果指標 》

指 標 名	単 位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
男女共同参画意識の啓発事業開催回数	回	0	2
人権意識の啓発事業開催回数	回	5	6

※70 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※71 仕事と生活の調和。

※72 配偶者・パートナーからの暴力。

6-3 地域コミュニティ



現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等を背景に、全国的に自治組織への加入率の低下や地域コミュニティ活動への参加者の減少が進み、地域コミュニティの弱体化・崩壊が懸念されています。

しかし、少子高齢化が進む中、また、大規模な自然災害が相次いで発生する中、身近な地域で互いに支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきており、地域コミュニティの維持・再生が大きな課題となっています。

本町では、集落ごとに町内会が組織され、自主的な活動が展開されているほか、地域住民と職員が協働して地域ミニ計画を策定するなど、地域の活性化や独自の地域づくりに向けた様々な活動が行われています。

しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行等を背景に、地域コミュニティの弱体化が進みつつあるほか、限界集落^{※73}の発生も懸念されており、将来にわたる地域コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、各町内会の活力を向上させることが基本となることから、町民の自治意識の高揚や活動の活性化支援をはじめ、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

主要施策

6-3-1 自治意識の高揚

町民の自治意識の高揚、町内会への加入促進、活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治や地域における支え合いの重要性に関する啓発、実際の地域コミュニティ活動の紹介等を行います。

※73 住民の50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活が困難になった集落。

6-3-2 地域コミュニティ施設の整備充実

老朽化への対応や利用しやすい環境づくりに向け、集会所等の地域コミュニティ施設の修繕・改修等を進めます。

6-3-3 地域コミュニティ活動の活性化支援

- ①地域における郷土芸能の保存や環境衛生をはじめ、自主的な地域コミュニティ活動の活性化に向け、関係機関と連携し、助成事業の活用を図るほか、地域づくり運営組織の活動支援に努めます。
- ②限界集落の発生への対応も含め、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成を図るため、地域ミニ計画に基づき、ハード・ソフトの両面からの地域環境の整備を推進します。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地域づくり運営組織数	組織	2	8

6-4 町民参画・協働



現状と課題

社会環境の変化に伴いますます増大・多様化する行政ニーズに対応し、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民の参画と協働が必要不可欠です。

そのためには、行政情報を積極的に提供するとともに、住民の声を聞く場を充実させ、情報共有を行いながら、住民参画・協働の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

本町では、広報紙やホームページ、SNS、「東北町テレビ」を中心とした広報活動を行うとともに、町民の声（広報紙）や問い合わせ（ホームページ）、まちづくりへのアイデア・意見募集（SNS）、意見箱、とうほくまちづくりミーティング（ミニ座談会）などによる広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づき、情報公開を行っているほか、町の各種計画の策定・推進にあたっては、アンケート調査の実施や審議会等の開催、パブリックコメント^{*74}の実施などを通じ、町民の積極的な参画・協働に努めています。

しかし、町民が主体的にまちづくりに参画・協働するための環境整備はまだ十分とはいえず、今後は、町民・行政ともに意識を高めるとともに、これまでの取組をさらに発展させながら、多様な分野における参画・協働体制の構築を進め、「町民力」を生かした町民主導のまちづくり、町民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

6-4-1 参画・協働に関する意識の醸成

町民の参画・協働意識の醸成、実践活動の促進に向け、様々な情報媒体を活用し、参画・協働の重要性や実際の協働事例等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

6-4-2 広報・広聴機能の強化と情報の公開

- ① 広報紙をはじめ、ホームページやSNS、「東北町テレビ」等による広報機能の強化を図ります。
- ② 町民の声（広報紙）や問い合わせ（ホームページ）、まちづくりへのアイデア・意見募集（SNS）、意見箱、とうほくまちづくりミーティング（ミニ座談会）等による広聴機能の強化を図るほか、デジタル技術等を活用した新たな広聴機能の導入について検討・推進します。
- ③ 町民参画による開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき、必要な情報を適正に公開します。

*74 ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

6-4-3 多様な分野における町民参画・協働の促進

- ①文化行事やイベントの企画・開催への町民や町民団体の参画・協働を促進します。
- ②アンケート調査の実施や審議会等の開催、パブリックコメントの実施等を通じ、町の各種計画の策定・実施・評価・見直しへの町民や町民団体の参画・協働を促進します。

6-4-4 町民主体のまちづくりの支援

町民団体や有志の会、町内会等が行う、地域活性化や地域課題の解決につながる自主的な取組にかかる費用の助成を行います。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
SNSの登録者数	人	2,978	6,000
ホームページ閲覧アクセス件数	件	664,375	1,170,000

6-5 行財政運営



現状と課題

地方行財政をめぐる環境が大きく変化する中、これからの地方自治体には、限られた人的資源や財源を有効に活用し、自らの未来を自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められます。

本町では、これまで、町政の抱える重要課題に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げるため、行政改革大綱を策定し、行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会環境の変化に伴い、行政ニーズはさらに多様化していくことが予想される一方、少子高齢化や人口減少に伴う税収確保の困難さをはじめ、社会保障関係経費の増大や老朽化した公共施設の更新等にかかる経費の増加等により、さらに厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、令和6年度に策定した第5次行政改革大綱に基づき、さらなる行財政改革を計画的に推進していくことが必要です。

また、財源の確保や財政負担の軽減に向け、公共施設等の総合的な管理やふるさと納税の有効活用を図るほか、地域外の人財等を地域活性化に生かすため、地域活性化起業人制度^{※75}や地域おこし協力隊制度の活用にも努める必要があります。

さらに、質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、一部事務組合や定住自立圏^{※76}による近隣自治体との広域連携を推進していくことが必要です。

主要施策

6-5-1 行財政改革の推進

第5次行政改革大綱に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託等の推進、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上と意識改革など、さらなる行政改革を計画的に推進します。

※75 三大都市圏等に所在する企業が、社員を地方圏の地方自治体に派遣し、地域貢献する活動を支援する制度。

※76 定住自立圏とは、圏域の中心市と圏域市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取組であり、上十三・十和田湖広域定住自立圏では、平成24年度に、中心市である十和田市と三沢市が圏域8町村と協定を締結し、共生ビジョンを策定して各種連携事業を行っている。

6-5-2 健全な財政基盤の確保と効率的な財政運営の推進

- ①限られた財源を効率的に活用するため、歳出経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。
- ②課税対象の的確な把握や収納確保対策の推進、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図り、自主財源の確保を図ります。
- ③財政の見通しを毎年度作成するとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案して財源配分の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-5-3 公共施設の総合的な管理の推進

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設等の統廃合や除却、老朽化対策など総合的・計画的な管理を推進します。

6-5-4 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用し、地域の活性化と関係人口の拡大を図るため、寄附件数の増加に向けた取組を進めます。

6-5-5 地域活性化支援制度等の活用

地域外の企業や人材が行う活動により、地域活性化を図るため、地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度の活用を図ります。

6-5-6 広域連携の推進

- ①定住のために必要な生活機能を広域的に確保して地域活性化を図るため、上十三・十和田湖広域定住自立圏における連携事業を推進します。
- ②効率的な行財政運営の推進に向け、中部上北広域事業組合による事業運営の効率化に向けた取組を進めます。

《 成果指標 》

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
実質公債費比率	%	12.9	14.4 未満
将来負担比率	%	83.7	116.2 未満
上十三・十和田湖広域定住自立圏 連携事業数	事業	27	現状より増加